

■議案第59号 四万十町窪川 B&G 海洋センターに係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成27年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「特定非営利活動法人くぼかわスポーツクラブ」を選定しましたので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 四万十町窪川 B & G 海洋センター

施設の所在地 四万十町本堂 4 0 5 番地 4

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 特定非営利活動法人 くぼかわスポーツクラブ

団体の所在地 四万十町本堂 405 番地 4

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町窪川 B & G 海洋センターの指定管理業務に関する事業目的は、町民の心身の健康を育むとともに、各スポーツの競技能力の向上と交流人口の拡大を目的として設置された施設であることを十分理解し、常に暖かい気持ちで利用者を迎えるとともに、スポーツ活動への支援に心掛け管理・運営を行うこととしている。

特定非営利活動法人 くぼかわスポーツクラブは、当該施設の指定管理者として、平成21年度から管理・運営を行い、固定利用者のみならず、町内外等多くの方々に利用していただけるよう各種教室・スポーツ大会・イベント等に取り組み、施設の効用を最大限発揮し、効果的・効率的な運営を行っている。また当該施設の今後の構想や事業計画なども検討し、当該施設を運営する意欲もあり、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。